

障がいを理由とする差別の解消に資する
取組の事例集

平成31年1月24日

秋田市障がい者差別解消支援地域協議会

目 次 (分 類)

- 1 秋田市視覚障がい者協会 1 ページ
(当事者団体としての取組)
- 2 秋田市ろうあ協会 2 ページ
(当事者団体としての取組)
- 3 秋田市身体障害者協会 3 ページ
(当事者団体としての取組)
- 4 秋田市手をつなぐ育成会 4 ページ
(当事者団体としての取組)
- 5 NPO法人秋田けやき会 5 ページ
(当事者団体としての取組)
- 6 公立大学法人秋田公立美術大学 6 ページ
(合理的配慮、バリアフリー)
- 7 秋田公共職業安定所 7 ページ
(周知啓発)
- 8 秋田県警察本部 8 ページ
(交流、理解促進)
- 9 秋田商工会議所 9 ページ
(合理的配慮)
- 10 秋田市社会福祉協議会 10 ページ
(合理的配慮、専門的な支援)
- 11 秋田県立秋田きらり支援学校 11 ページ
(当事者団体としての取組)
- 12 秋田弁護士会 12 ページ
(相談体制の整備、バリアフリー、理解促進)
- 13 秋田中央交通株式会社 13 ページ
(合理的配慮)
- 14 秋田市 14 ページ
(理解促進、周知啓発)

障がい当事者団体として取り組んでいる事例

1 秋田市視覚障がい者協会での取組事例（事業）について

(1) 定期総会

日時 平成30年4月29日（日）

(2) 広報発行2回（7月・12月）

(3) 生活環境調査の実施

(4) 生活困りごと相談の実施

日時 平成30年7月8日（日）

内容 補装具および日常生活用具の給付内容や給付条件等について

(5) 奉仕活動の実施

内容 マッサージ奉仕活動

日時 平成30年9月2日（日）

場所 将軍野三丁目会館

(6) レクリエーションの実施

日時 平成30年10月7日（日）

場所 桜井記念・手でみる博物館（岩手県盛岡市）見学

(7) 市内小学校での盲導犬啓発活動

場所 広面小学校ほか（今年度は10校で実施）

対象 小学校4年生

内容 盲導犬の啓発とともに、日常生活をどのように送っているのかなど、視覚障がい者についての理解を深めてもらう。

2 秋田市ろうあ協会での取組事例（事業）について

- (1) 聴覚障がいは、見た目では分かりにくい障がいのため、聴覚障がいについて理解されるよう社会参加の促進につながる活動を行っています。秋田県において、いわゆる手話言語条例が施行されたことで、小学校や一般の市民の方、民間企業を対象に手話講座が開催されており、その実施に協力しています。

- (2) 聴覚に障がいのある人とコミュニケーションができる人を増やすため、「手話奉仕員養成事業」に協力し、聴覚障がいに対する理解を深める活動を行っています。

3 秋田市身体障害者協会での取組事例

(1) 協会の事業について

①秋田市身体障がい者福祉大会（市との共催事業）

秋田市内の身体障がい者（協会会員は勿論のこと、秋田市在住の身体障がい者）が一堂に会し、大会を通して互いに交流、社会参加の促進と自立意識を高めると共に、市民の障がい者に対する理解を深めることを目的とする。

②秋田市身体障がい者スポーツ大会（市との共催事業）

協会会員を問わず市内在住の身体障がい者がスポーツ（グラウンドゴルフ、軽スポーツ）を行うことにより健康の維持と相互の交流、社会参加の促進を図ると共に広く市民の障がい者に対する理解を深めることを目的とする。

③秋田市身体障がい者ゲートボール大会

当協会独自の事業で、ゲートボール競技を通し会員相互の交流や健康維持を図ると共に自立意識の高揚、自主参加者（趣旨に賛同し、参加した一般障がい者）により協会会員の拡大を図ることを目的とする。

(2) 障がい者団体として意見交換会への参加

平成30年8月31日、秋田市立総合病院改築について、担当者から説明を受け、図面をもとに意見交換を行い、車いす専用駐車場の増設やトイレの位置等について要望いたしました。

今後、障がい者団体等との意見交換会などを設定される予定があるとすれば、参考になるのではないかと考えます。

4 秋田市手をつなぐ育成会での取組事例（事業）について

秋田市市民公開講座「障がい児者サポーター養成講座」について

知的障がい児者の保護者会である「秋田市手をつなぐ育成会」では、知的障がい児者を取り巻く地域における共生社会の実現と差別の解消の推進のために、秋田市手をつなぐ育成会の事業として、平成27年度から毎年秋田市市民公開講座「障がい児者サポーター養成講座」を開催し、今年度で第4回目の開催になります。

本講座の開催の趣旨は、障がいのある人もない人も共に幸せに生活し、そして差別のない世の中を創っていくためには、一人でも多くの秋田の地域住民の方々が知的障がい児者を正しく理解してくださり、そして温かく見守ってくださることが必要であるという考え方に立脚し、そのためには、地域の多くの皆さまが「知的障がい」について理解していただけるような研修会を継続的に開催していくのがよい方法ではないかという考えのもとに立案・企画したものです。

当講座は秋田県手をつなぐ育成会と共催で、秋田市のご後援、また、秋田県医師会と秋田市医師会のご後援、秋田LD/ADHD親の会「アインシュタイン」のご協賛の下に行っております。内容につきましては秋田市の知的障がい児者の医療・福祉に携わる医師や福祉関係者から毎回二コマから三コマでご講演をいただく形で一日から半日のプログラムの研修会です。毎回100人前後の秋田市民の方々に御参加いただいております。

この事業は秋田市民の皆様に、共生社会あるいは差別の解消ということについての意識付けに、微力ではありますが貢献しているものと考えております。

5 NPO法人秋田けやき会での取組事例（事業）について

秋田けやき会は、精神障がいの方の家族会です。

精神障がいは、偏見をもたれやすい、一見すると健常者に見える方が多く、なかなかスムーズにいかないところがあります。

そのため、障がいの特性について理解していただくことが第一という思いで、取組を行っております。

まず、取組の1つ目は、センター祭りです。南浜支援センターとのぞみ活動支援センターがあり、年1回お祭りを開催しております。その中で、障がいのある方（利用者）が、役割を分担し、来場された方にその活動を見てもらうことが、障がいの特性について理解していただくことにつながるのではないかと思います。

2つ目は、相談活動を重点的に行っております。

地域社会の中で差別を受けても、多くの方は自分が障がいを持っているから仕方がないとあきらめの気持ちがあり、なかなか差別を受けたという捉え方をされない例もたくさんあるのではないかと思います。

このため、地域社会の中で差別があっても、なかなか伝わってこないのではないかと思います。これから地域社会において、精神障がいの特性というものを理解いただくことが、差別の解消につながっていくと考えます。

6 公立大学法人秋田公立美術大学での取組事例

本学では、学内に2台設置しているエレベーターが車いす対応になっているほか、段差解消のためのスロープや車いす対応トイレを設置するなど、障がいのある学生等が利用できるように配慮しています。

また、学生募集要項には身体に障がいのある入学志願者との事前相談について記載し、配慮しています。

さらに、本学では、さまざまな展覧会などを実施しています。

その展覧会では、美大自体がある現状について常に批判の目を向けながら、そして、それが人々のためになっているのかという問題を探り出して、それを見せたり感じさせたりという取り組みをしています。

例えば、数年前に行ったもので、「手探る展」というものがあります。作品展というと目で見えるイメージがありますが、「手探る展」とは、様々な方が参加できる作品展で、例えば、光を遮った真っ暗な空間があり、そこに作品を展示し、そこを視覚障がいのある方がわれわれをアテンドして、巡っていく。実際に体感していただいて、視覚以外の感覚に訴えていくというような展覧会も実施しております。大学では、こういった取り組みを日常的に行っております。

また、特別支援学校の児童生徒たちの心に訴える能力というか、そういったすばらしさを感じていただくために絵画展や作品展も行っております。

「複合芸術会議」や「アーツあきた」などにおいて、いろいろな冊子を作成しており、その中に差別解消に関する内容もあります。是非、大学や展覧会にお越しいただければと思います。

7 秋田公共職業安定所での取組事例

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成28年4月1日より雇用分野での障害者差別禁止と、合理的配慮の提供が義務化されました。

ハローワーク秋田では、改正の内容を広報誌へ掲載するとともに、事業所訪問時や事業主向けセミナーの際などに、厚生労働省作成のリーフレットを活用し、障害者差別の禁止と合理的配慮提供義務について、周知・啓発を継続して実施しております。

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

Point 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること
- ◇合理的配慮に応じた措置をとること
（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）
例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること
など

（裏面へ）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280524 雇障01

8 秋田県警察本部での取組事例

(1) 取組事例

警察学校の学校生による支援学校での活動。

(2) 目的

障がい者に対する理解を深め、適切な警察活動に資すること。

(3) 実施日

平成30年6月19日(火)

(4) 実施場所

秋田県秋田きらり支援学校

(5) 参加者

警察学校初任科短期課程 32人

(6) 内容

支援学校の小中高等部の各学級を訪問し、「朝の会」のほか、音楽や英語、家庭科などの授業に参加して、触れ合うことで、障がい者に対する理解を深めました。

(7) その他

警察学校では、このほかにも部外講師（秋田県障害福祉課等）による教養講座も実施しています。

9 秋田商工会議所での取組事例

商工会議所検定試験の実施にあたり、障がいなどを持つ方の事前の申請に基づき特別対応を実施しています。

【これまでの特別対応の例】

(1) 視覚に障がいのある方

対応例：解答用紙の拡大
試験時間の延長
補助器具（ルーペ）の使用

(2) 精神に障がいのある方（書癩〔しょけい〕）

対応例：解答用紙の拡大

(3) 肢体不自由の方

対応例：個人所有のパソコンによる解答
試験施行時間の延長

(4) 適応障害のある方、注意欠陥多動性障害のある方、発達障害のある方、知的障害のある方、階段昇降等労作時に呼吸困難に陥るおそれのある方、妊娠中の方など

対応例：別会場（本部・秋田商工会議所）にて受検
試験委員として職員1名が個別対応

10 秋田市社会福祉協議会での取組事例

- (1) 窓口に筆談で対応できるよう、電子メモやメモ用紙を用意している。
- (2) 本会が秋田市全戸に配布する広報誌のカラーや字体は、ユニバーサルデザインを採用している。
- (3) 老人福祉センター利用者で車いすが必要な方のために車いすを設置している。
- (4) 在宅で車いすが必要な方に車いす等の福祉機器を無料で貸出ししている。
- (5) 車いすに乗ったまま乗降できる軽移送車を無料で貸出ししている。(燃料代は自己負担)
- (6) あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などを記入した医療情報カードを専用の容器に入れ、万一のときに、その情報を救急医療に活かす「救急医療情報キット」を希望する方へ無償で配布している。
- (7) 障がい者などを対象とした生活福祉資金の貸付を行っている。
- (8) 身寄りの協力等がなく自力で除雪できない世帯に除雪支援を行っている。
- (9) 判断能力が不十分な方に対して、日常の金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っている。
- (10) ホームヘルパーの派遣を行っている。
- (11) さまざまな相談を受け付けする相談センターを開設している。
- (12) 一人暮らし等で特に見守りが必要な世帯に地域住民の協力を得て、見守りネットワーク事業を行っている。
- (13) 急な病気、ケガ等で身の回りのことができなくなった時に短期間単発の生活支援をする「ふれあいさん」を派遣している。
- (14) 行方不明になる恐れのある方に居場所が確認できる捜索システムの設置に対して補助している。
- (15) ボランティア活動に関する相談等に応じている。
- (16) 災害時に自力で後片付けなどができない世帯にボランティアの協力を得て災害支援を行っている。
- (17) 生活困窮世帯などに、一時的な食糧支援を行っている。
- (18) 疑似体験によりバリアフリー等の福祉教育を推進している。
- (19) 手話通訳者設置事業の委託を受け、コミュニケーション支援を行っている。
- (20) 障がい者団体が主催する行事等へ助成などの支援を行っている。

11 秋田県立秋田きらり支援学校での取組事例

(1) 小学校、中学校への障がい理解の出前授業の実施

居住地校交流を行っている小学校や地域の小・中学校に対して、障がい理解の出前授業について案内し、希望のある学校に出向いて実施しています。今年度は小学校4校、中学校1校で実施しています。(南秋田郡の小学校3校においても実施)

本校児童生徒の学習や生活について、教材や写真などを提示しながら伝えたり、車椅子を体験することで、本校児童生徒への理解が広がり「同じ気持ちをもった子どもだと分かった」「自分から話し掛けて、積極的に手伝いたい」などの感想が寄せられています。

(2) 高等学校に進学を検討している中学校、生徒・保護者への情報提供

中学校等に訪問した際に、高等学校への入学を検討している肢体不自由及び病弱・身体虚弱の生徒が在籍している学校の管理職や担任、特別支援教育コーディネーターや生徒・保護者に高等学校入試に関する配慮申請や入学後の関係機関との連携の具体例等の情報提供を行っています。

(3) 交流会の開催

地域の保育園、小・中学校、高等学校や、居住地校交流相手校と、レクリエーションやスポーツで触れ合いながら、障がい理解を深め、互いに関わりを広げています。今年度は、保育園1園、小学校4校、中学校3校、高等学校2校、大学2校と交流会を行っています。出前授業後に交流会を行う学校も4校あります。

(4) 地域の行事への参加

秋田市民が参加する与次郎駅伝で、中学部・高等部の生徒が給水のボランティア活動を行いました。ランナーに「がんばってください」と言葉を掛けながら、水を渡したり、テーブルに水の入ったコップを並べたりしました。たくさんのランナーと触れ合い、「ありがとう」という言葉をたくさん掛けてもらい、本校の生徒を理解してもらうよい機会になりました。そして、参加した生徒は人の役に立ったという達成感や自信をもつことができました。

(5) 積極的な学校視察の受け入れ

学校として、かがやきの丘(エリア3校・医療療育センター)に積極的に学校視察を受け入れています。平成29年度は県内民生委員、他県教育委員会・県議会議員等12団体、延べ150名が訪れました。

12 秋田弁護士会での取組事例

(1) 相談体制

高齢者・障がい者に関する相談依頼、任意後見人等の候補者の推薦依頼に応じるため、「高齢者・障がい者のための支援センター」を開設しています。

予約制となっており、料金は、30分以内 5,400円（税込）

（但し、法テラスが実施している法律扶助制度を利用して無料で相談できる場合があります。）

なお、病気その他の理由で来所相談が困難な場合には、弁護士が出張して相談することも可能です。（原則として弁護士2名が訪問します。）

出張相談の法律相談料及び旅費（日当を含む）：30,000円（消費税込）

支援者等の同席が可能で相談担当弁護士が1名の場合は、15,000円（消費税込）で対応しています。

(2) 弁護士会の施設について

弁護士会の建物にはバリアフリーのトイレを設置しています。

(3) 研修の実施

平成30年1月に、精神障がいの方の理解を深めるため、メンタルヘルス研修を実施しました。

13 秋田中央交通株式会社での取組事例

路線バスの運転席の後部に、「筆談機があります」と表示し、すべての路線バスに筆談機を設置しております。

14 秋田市での取組事例

- (1) 支援者や市民を対象とした研修会の開催（保健所健康管理課）
支援者や市民を対象とした研修会「こころのケア相談セミナー」に、
精神疾患に関するテーマを取り上げている。
平成30年度の研修会テーマと講師
テーマ 「発達障がい ～支援者としてできること～」
講師 協和病院外来診療部長 吉尾 純 先生
- (2) 市民を対象とした理解促進講座の開催（障がい福祉課）
- ①第1回理解促進講座
- 日 時 10月6日（土曜日）午後2時から3時まで
会 場 中央市民サービスセンター 洋室4
講 師 佐々木達夫氏（秋田市視覚障がい者協会会長）
内 容 視覚に障がいのある方の日常生活について
参加者数 15名
- ②第2回理解促進講座
- 日 時 10月26日（金曜日）午後7時半から8時まで
会 場 秋田県健康環境センター 会議室
講 師 障がい福祉課職員（高橋、鎌田）
内 容 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり
条例および障がいのマーク・サインについて
参加者数 約100名
- ③第3回理解促進講座
- 日 時 11月7日（水曜日）午前10時から12時まで
会 場 南部市民サービスセンター 和室
講 師 障がい福祉課職員（高橋、鎌田、近藤）
内 容 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり
条例および第5次秋田市障がい者プランについて
参加者数 17名
- (3) 広報あきたによる周知・啓発（障がい福祉課）
広報あきた5月4日号に条例の特集記事を掲載

(4) 条例パンフレット、ポケットティッシュおよびクリアファイルによる周知・啓発（障がい福祉課）

(5) 市政テレビ番組による周知・啓発（広報広聴課）

放送日 平成31年2月17日（日）午前11時40分～

番組名 わがまち大好き秋田市長です

テーマ 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり

内 容 共生する社会の実現のために大切なことや、市民のみなさまの活動を紹介